

【諮問 第314号】

8 川 情 個 第 1 3 号
令 和 8 年 7 月 9 日

川崎市交通局長 水 澤 邦 紀 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 板 垣 勝 彦

公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）

令和7年6月23日付け7川交庶第261号で諮問のありました、公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部

行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2107

【314 号】

1 審査会の結論

実施機関川崎市交通局長が行った拒否処分は、理由の提示に不備があることから、これを取り消し、改めて開示・不開示の決定を行うべきである。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年11月23日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、実施機関川崎市交通局長（以下「実施機関」という。）に対して、「音声合成放送装置 注入用データ（最新版から過去のものまでで存在するもの全て）」（以下「本件文書」という。）について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る情報を「音声合成放送装置注入用データ（最新版から過去のものまで存在するもの全て）」と特定し、その内容について、条例第8条第4号オに該当するため、令和7年1月9日付けで、拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和7年1月23日付け審査請求書で、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った（当審査会諮問第314号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和7年1月23日付け審査請求書及び添付書類並びに令和7年5月9日付け反論書及び添付書類によれば、本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分について、処分庁はその理由を事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるためとしている。
- (2) しかしながら、本件処分は、次の理由により、条例第8条の不開示情報には該当しない。

ア 開示請求拒否の理由としてあげられている「おそれ」については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律における過去の判決により、確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が求められると解されている。

当該公文書は、実施機関の職員が企業から取得後に各路線バス車載の専用装置に注入し、専ら車内にて停名等のアナウンスを行うために用いられるデータである。その主たる内容は、バス車内で乗客が聴取できるものであり、企業の生産技術（製造工程・製造方法・設計図等）や営業情報（取引先・財務状況等）の情報は含まれていない。また、実施機関においてその取得したデータを第三者に販売し、収益を得ているような事実もない。

よって、処分庁が示した理由は確率的な可能性であり、公開した場合に事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、また経営上の正当な利益を害することを示す蓋然性はない。

イ 同様の公文書を所有する他地方公共団体からは開示決定がなされている。各地方公共団体の情報公開条例は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律

【314 号】

第25条「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」に基づいている。よって法律の趣旨に基づいているならば、同様の公文書開示請求について、地方公共団体ごとに判断が大きく異なることは適切ではなく、他地方公共団体の開示決定に追従すべきである。なお、処分庁の他地方公共団体において本件と同様のデータを開示決定していたとしても、当該地方公共団体の個別の規定等に基づく判断である旨の主張は、認める。他地方公共団体の事例ではあるが、類似の公文書であることから、参考に資するものと考え提示した。

- (3) 処分庁は、「請求人が求める「音声合成放送装置注入用データ」については、停留所名称だけでなく、市バスの安全な運行に欠かせないお客様への注意喚起や、運転手の経路ミス防止のための音声情報データが入っている。これらの情報が流出することで、バス車内に異なる系統のデータや、改ざんされた情報が注入されたりした場合、重大事故につながるおそれがあり、市バスの安全な運行に大きな支障を及ぼしかねない。」旨主張するが、次の3つの理由により否認する。

ア 車内の機器にデータを注入するためには、運転席にある機器の操作が必要であり、実施機関の職員以外の者は運転席に立ち入ることができる状況にないため、そのような事態が発生することは考えられない。

イ 審査請求人が公文書の情報を流出させる行為は、条例第18条「公文書の開示を受けたものは、それによって得た情報を適正に用いなければならない」に違反するため、全ての公文書においてそのような行為を行うことはできず、それは条例第8条第4号オの理由にはならない。

ウ 注意喚起や、経路ミス防止のための音声情報データ以外は開示可能なのであれば、全てを非開示とするのではなく、当該音声情報データを取り除き、一部を開示することを検討すべきである。

- (4) 処分庁は、「音声合成放送装置注入用データは、システム開発者に帰属するものであることから、開示することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」旨主張するが、次の2つの理由により否認する。

ア 実施機関の過去の音声合成放送装置仕様書によると、「当局専用の開発製作ソフトウェア及び作成データの著作権は、当局に帰属するものとする。」と記載があり、音声合成放送装置注入用データは「作成データ」に該当するため、システム開発者に帰属するものではない。

イ 音声合成放送装置注入用データ自体には生産技術（設計図、製法、製造ノウハウ等）や販売上の情報（顧客名簿、仕入先リスト、販売マニュアル等）は含まれておらず、当該公文書が公開されることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

4 実施機関の主張要旨

令和7年4月14日付け弁明書及び令和8年2月19日実施の当審査会におけ

【314 号】

る口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 音声合成放送装置とは、車内の運行情報管理に必要な機器（LED行先表示器、バスロケーションシステム、自動料金収納機、前・中扉スイッチ、車内・車外スピーカー、降車ブザー、停留所名表示器、系統設定器、操作器等）の根幹となる装置であり、川崎市バス（以下「市バス」という。）の安全運行に必要な不可欠なもので、音声合成放送装置注入用データは、各営業所の系統ごとにその内容が異なり、停留所名称のほか、お客様への注意喚起や、運転手の経路ミス防止などの安全対策のための音声や、車内広告の音声など、多岐にわたる情報が入った媒体となっている。
- (2) 条例第8条第4号オに該当する情報とは、市又は国等が経営する企業の技術上のノウハウに関する情報などを指すものである。

審査請求人が求める「音声合成放送装置注入用データ」については、停留所名称だけでなく、市バスの安全な運行に欠かせないお客様への注意喚起や、運転手の経路ミス防止のための音声情報が入っている。これらの情報が流出することで、バス車内に異なる系統データや、改ざんされた情報が注入されたりした場合、重大事故につながるおそれがあり、市バスの安全な運行に大きな支障を及ぼしかねない。
- (3) 開示請求拒否通知書への記載はしていないところであるが、音声合成放送装置注入用データは、システム開発事業者に帰属するものであることから、開示することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第2号アに該当するともいえる。
- (4) 審査請求人は、公開した場合に事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、また経営上の正当な利益を害することを示す蓋然性はない旨主張するが、適正な遂行に支障を及ぼすおそれについては、前記4（2）で記載したとおりであり、改ざんされた音声データが注入されること等により、重大事故が惹起された場合、市バスの信頼は大きく損なわれ、とりわけ乗車人員への影響から、経営上の損害は大きいものとする。
- (5) 審査請求人は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第25条の趣旨に基づき、他地方公共団体の開示決定に追従すべき旨主張するが、条例の規定に基づき、開示できるものは承諾しながら、前記4（2）で記載した理由により本件処分を実施したところである。なお、他地方公共団体において本件と同様のデータを開示決定していたとしても、当該地方公共団体の個別の規定等に基づく判断であるものとする。
- (6) 本件処分においては、単に不開示の根拠規定を示すだけでなく、「請求者において、条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠規定とともに了知しうる」程度に理由の付記は行っているところであるが、審査請求人に対し、より了知しやすいよう、条例第8条第4号オに該当する開示拒否理由をより明確化するとともに、同号に加え同条第2号アにも該当する旨を示すべきであったと考える。

5 審査会の判断

(1) 本件文書及び争点について

実施機関は、本件文書の全部を不開示とする本件処分を行ったが、審査請求人は、本件処分の取消しを求めている。そこで、本件処分の適否について判断する。

(2) 理由の提示について

ア 理由の提示について、実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に対する諾否の決定をし、当該決定の内容を開示請求者に書面により通知しなければならない(条例第12条第1項及び第3項)、当該諾否の決定において、開示請求の全部又は一部を拒否するときは、その理由を併せて通知しなければならないとされている(同条第4項。いわゆる「理由の提示」)。

イ 一般に、法が行政処分に理由を提示すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものであり、提示すべき理由をどの程度記載しなければならないかは、処分の性質と理由の提示を命じた各法律の規定の趣旨、目的に照らしてこれを判断すべきであって、その求められている趣旨に適った理由の提示がなされていない場合には、その行政処分は、手続上の瑕疵がある処分として取消しを免れないものと解すべきである(最高裁判所昭和38年5月31日第二小法廷判決、昭和60年1月22日第三小法廷判決参照)。以上の理は、条例が理由の提示を命じた場合も同様である。

ウ そこで、条例第12条第4項について考えるに、その趣旨は、条例に基づく公文書の情報公開制度が市政運営の透明性の向上及び市民の信頼と参加の下にある公正かつ民主的な市政の発展に資することに鑑み(条例第1条)、不開示の理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによってその不服申立てに便宜を与えることにありと解される。

エ このような趣旨からすれば、条例第12条第4項が定める理由の提示は、開示請求者において、条例第8条各号所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得る程度のものでなければならないと考えられる。このような理由の提示制度について、「東京都公文書の開示等に関する条例」(現東京都情報公開条例)に関する最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決も、「実施機関においては、公文書の開示を請求する都民の権利を十分に尊重すべきものとされていること(本条例一条、三条参照)にかんがみ、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してそのし意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たもの」とした上で、「公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本条例九条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るもので

【314 号】

なければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例七条四項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。」との判断を示している。

以上を踏まえ、本件処分における理由の提示の妥当性を検討する（答申 4 川情個第 1 4 号令和 4 年 6 月 2 8 日（諮問第 2 9 5 号）参照）。

（3）理由の提示の妥当性について

ア 本件処分に係る開示請求拒否通知書の「開示請求を拒否する理由」欄には、「川崎市情報公開条例第 8 条第 4 号オ 該当」と記載され、当該記載の下方には、「(理由)」として「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため」と記載されている。

イ しかしながら、この程度の理由の記載では抽象的にすぎ、ここで記載されている事務又は事業とはどのようなものであり、本件文書を開示することによりなぜ当該事務又は事業の公正又は適正な遂行を妨げるおそれがあるのか等が明らかではなく、いかなる根拠により条例第 8 条第 4 号オに該当するのかが不明確である。

ウ 結局のところ、本件処分において提示された理由は、条例が定める不開示の根拠規定を示すのみにとどまっているにすぎず、開示請求者においていかなる根拠により条例第 8 条第 4 号オに該当するとして不開示とされたのかを了知し得る程度のものであったということとはできないことから、条例第 1 2 条第 4 項に定める理由の提示がなされていないと認められるため、本件処分は取消しを免れない。

（4）条例第 8 条第 4 号オ及び第 2 号ア該当性について

ア 以上に説示したところによれば、本件処分は、理由の提示の要件を欠いた違法な処分であり、取消しを免れないものというべきであるが、所論に鑑み、本件処分が条例第 8 条第 4 号オ及び第 2 号アに規定する不開示情報に該当するか否かについても、審査請求人及び実施機関の主張を基に検討する。

イ 条例第 8 条第 4 号は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人若しくは指定管理者が行う事務又は事業に関する情報……であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、「オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、指定出資法人又は指定管理者に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」を不開示情報と定めている。

本件文書は、その形式や内容から大別すると、車内・車外でスピーカーから流れる音声合成放送データ、車内の停留所名表示器や系統設定機の画像データ及び停留所ごとに再生される音声や表示される画面を指示するアプリケーション等のプログラム関係データから構成され、これらにはいずれも多岐にわた

【314 号】

る情報が含まれており、ダイヤ改正等の内容変更時点ごとに各営業所でバス車両の音声合成放送装置に注入されることで運用されている。

そうすると、本件文書のいずれも、市バスの運行に関わる技術上の知見や方法に関する情報に当たるものであり、市バスの安全な運行のために必要不可欠のものであって、これらが公開されると、改ざんの上、音声合成放送装置に注入されるという可能性も否定できず、そうした場合には同装置の誤作動等によって市バスの安全な運行が困難ないし不可能になる。

したがって、本件文書は、市の機関が行う事務又は事業であって、市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第8条第4号オ所定の不開示情報に該当する。

ウ 条例第8条第2号は、「法人その他の団体……に関する情報……又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」として、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と定めている。

当審査会で現行の音声合成放送装置のシステムについて確認したところ、同装置自体は川崎市交通局に帰属するものであるが、同装置の注入用データは同装置を製造している企業に帰属する設計資産であるとのことであった。また、本件文書の構成及び運用方法は前記5（4）イのとおりであるところ、これらは当該企業が市バスの安全な運行のため作成したものであり、これらが公開されると、同業他社がこれらを模倣する可能性があるほか、同様のシステムを導入している他の事業者に対して当該企業が負うべき品質管理や情報セキュリティの面でも弊害が生じ得る。

また、本件文書には、川崎市交通局又は川崎市に帰属するとは思われない複数のキャラクターが掲載されているものがあるが、当該キャラクターは、車内での諸種の情報を乗客に周知させる目的に限り活用されているものであり、既に公表されているものであるとはいえ、それらが公開されることをそれらの帰属先であると思われる団体が当初より意図しているとはいえず、公開されることが前提とされているともいえない。

したがって、本件文書は、法人に関する情報であって、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると認められる情報には当たらず、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、条例第8条第2号ア所定の不開示情報に該当する。

エ なお、他の地方公共団体において、本件文書に相当するような公文書が開示されているということは、本件処分の適否を直接に左右するものではない。

以上の次第で、前記1に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委 員	石 野 百合子
委 員	嘉 藤 亮
委 員	川 合 敏 樹
委 員	中 島 美砂子